

別紙2

厚生科学研究研究費補助金

厚生科学特別研究事業

特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究

平成12年度 総括研究報告書

主任研究者 柿田 章

平成14年（2002）5月10日

別紙3

目 次

I. 総括研究報告書

「特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割」に関する調査研究
(資料) 病院長職に関するアンケート調査報告

II. 分担研究報告

無し

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

特定機能病院の病院長職に関する調査研究 報告書

IV. 研究成果の刊行物・別刷

1. 刊行物

特定機能病院の病院長職に関する調査研究 報告書

2. 別刷

無し

厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

(総括・分担) 研究報告書

特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究

研究者 柿田 章 北里大学病院病院長

研究要旨

医療は国民の健康と生命の尊厳を守る重要な業務であり、その運用については法の定めるところにより適正に行われなければならない。中でも特定機能病院は医療法により、わが国の医療の診療、研究、教育にわたり最も高度な機能を持つ病院として位置付けられ、その業務、管理者の役割については詳細に規定されているところである。したがって、その管理者は特定機能病院の医療が十分機能すべきことを管理する責務があり、医療の安全確保が国民の付託に応えうるよう運営することは当然のことである。しかしながら、現在医療法により特定された特定機能病院は、大学医学部付属機関、厚生省管轄のナショナルセンター病院、防衛庁管轄の防衛医科大学校に所属するものがあり、さらに医学部付属病院にはその開設母体が国・公・私立と多様であり、その組織構築、経営管理面など、管理者の役割はさまざまな形態が存在する。その意味で、病院管理者の置かれた責務の範囲、意識は必ずしも画一的ではない可能性がある。従来、このような背景の存在は認識されていながら、特に安全な管理の視点から全国特定機能病院の管理者の役割を調査検討した報告はなく、本研究は最初の調査研究として、国民医療の安全確保において必須の研究とされる。

分担研究者

大島博幸	東京医科歯科大学	名誉教授
高瀬浩造	東京医科歯科大学	教授
橋本廸生	横浜市立大学	教授
桑平一郎	東海大学	助教授

A. 研究目的

特定機能病院は、医療法により高度の医療提供、医療技術・開発および評価、医療に関する研修を行う場として位置付けられ、その管理者はこれらの円滑な遂行を行うことが義務付けられている。今日の医学・医療はますます複雑多様化しており、これら特定機能病院の管理運営ことに安全な医療の確保には多大な努力と緻密な管理が要求される。しかしながら、わが国特定機能病院の開設母体は国・公・私立多様でありその組織も一様ではない。その施設設備、人的配置、業務基準は法に定められているところであるが、今日の医学・医療の大きな変革の中で機能遂行にあたって十分対応しているか否かについて、さらなる検討が望まれているところである。

本研究では、このような背景から、特定機能病院における医療の安全確保の観点から見た管理者のあり方を、①特定機能病院に対するアンケート方式により実態の調査研究を行い、②これに基づき多様化する組織、業務に対する管理者の位置付け、あり方を検討しようとするものである。これらの検討により、わが国の医療にかかわる最も

高度な医療の診療・研究・教育を担当する特定機能病院の機能・運営をより強化し、国民の期待する安全な医療の遂行と開発に貢献しうる期待がある。

B. 研究方法

医療法に規定される特定機能病院の管理者の管理運営、特に医療の安全確保にかかわるあり方と役割について以下のような方法により検討を進めた。

1. 全国 82 特定機能病院を対象にアンケート方式による現状の実態調査研究を行う。
2. アンケートによって得られた資料の分析に基づき、近年の医学・医療の変革に対応しうる管理者の位置付け、職務などを検討し報告する。

具体的な方策

- ① 全国 82 特定機能病院における病院長の役割、位置付けについてアンケート方式による調査研究を行う。特に医療の安全管理の視点から調査を行うが、それとの組織における病院長の位置付け、選出方法、職位、病院経営面からの職責などに多様性がある可能性も否定できないので、検討に必要と思われる項目は可能な限り収集する。
- ② 複数の特定機能病院長を主軸とした研究班を編成しアンケート結果分析に基づいて、わが国の現状と問題点を検討する。
- ③ これらの検討と現状把握に基づいて、特定機能病院の管理者の医療の安全確保面から見たあり方に関する意見を取りまとめ報告する。

厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

（総括・分担）研究報告書

（倫理面への配慮）

本研究は個人を対象とするものではないのでこの点での倫理的問題はないと考えた。また、アンケート方式による調査で、個々の対象病院の任意の報告であり、この点も問題はないと考えた。なお、集計、検討後の報告には個々の病院名は特定できないよう配慮した。

C. 研究結果

医療法に規定される特定機能病院は、わが国において高度の医療提供、医療技術・開発及び評価、医療に関する研修を行う場として位置付けられ、その管理者はこれからの円滑な遂行を行うことが義務付けられている。このことから、特定機能病院には、わが国の医療にかかわる最も高度な医療の場として、その機能・運営を一層強化し、国民の期待する安全な医療の遂行に資する責務がある。

本研究ではこのような背景から、特定機能病院における医療の安全確保の観点から見た管理者のあり方を、①特定機能病院に対するアンケート方式により実態の調査研究を行い、②これに基づいて多様化する組織、業務に対する管理者の位置付け、あり方、管理者の持つべき意識について調査・検討を行った。

アンケートには特定機能病院を構成する設立母体の多様性を考慮し、病院長の選出方法、組織内の位置付け、病院内の運営上の組織、管理意識、リスクマネジメントに関わる組織と教育などについて、先ずわが国の特定機能病院の現状を明らかにする点を中心に作成し、回答は管理者である病院長に求めた。対象とした全国 82 特定機能病院はそのほとんどが大学医学部附属病院であり、82 病院のうち 29 の私立医科大学病院を除く他は国公立の組織である。これら設立母体の多様性は、大学組織であるものとそれ以外によるものなど、設立趣旨の異なるものが混在している現状にある。

のことから今回の調査では管理者の位置付け、組織などが異なっている中で、その運用が十分に行われているかどうか、安全対策においてどのような意識を持っているのか、何を問題だと感じているのかについての分析を通じ、安全管理におけるあるべき病院長の役割・立場を明らかにしようとした。その結果、アンケートを通じ、特定機能病院の病院長における医療の安全に関わる意識を総合的にまとめる以下のような結果となった。

- ①特定機能病院の病院長の専任制には存在理由があると考えられる。
- ②病院長に対して安全管理上の十分な権限を与えることが責任意識に影響する。
- ③高度医療を担当する特定機能病院においては、機能遂行、安全管理上の方策を考える上で、人

的資源の増強および医療保険制度上のさらなる支援が課題である。

④術式など医療行為の多様性はそのすべてが問題とはいえないまでも、特に国公立の特定機能病院においては安全管理の観点から検討の余地がある。

D. 考察

1. 設立母体における管理者の位置付け、組織体などの構築は多様であるものの、それぞれの組織に応じた工夫がある。そこで、今回の調査結果による分析を踏まえ、①管理者の置かれた現状と意識、②リスクマネジメント遂行の為の組織と運用のわが国特定機能病院の現状整理を行い、可能な強化策の提言を行う。
2. できるならば国外における先進的教育病院、センター病院といわれる指導的病院の管理運営体制および医療と安全に対する組織と管理者の位置付けに関する調査研究を行い、現状に置かれた医療体制の中で、今までわが国のあり方と比較検討を進め、さらなる安全管理の強化方策を提言する。

E. 結論

本アンケート調査の結果から、医療安全に関する特定機能病院の管理者(病院長)の意識は十分であると理解できるが、管理者権限発揮の為の人的、物的および組織的な環境整備になお一層の検討の余地があることを伺わせた。

F. 健康危険情報

無し

G. 研究発表

1. 論文発表
無し
2. 学会発表
①岩手県医療局リスクマネジメント研修会
～岩手県立中央病院
②第 9 回私立医科大学放射線技師長研修会
「技師長会 20 周年記念講演」～京都
③厚生労働省特定機能病院における安全管理
に関するワークショップ～国際交流会館

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得
無し
2. 実用新案登録
無し
3. その他
無し

別紙5

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻名	ページ	出版年
柿田 章	特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究	特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究 報告書 平成13年3月調査		68ページ	2004年

特定機能病院の病院長職に関する アンケート調査 報告

【平成13年3月実施】

◆調査の概要

1. 調査テーマ

特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究。

2. 目的

特定機能病院は医療法により高度の医療提供、医療技術、開発および評価、医療に関する研修を行う場として位置付けられ、その管理者はこれらの円滑な遂行を行うことが義務付けられている。しかしながら、全国 82 特定機能病院の開設母体は国公私立さまざまであり、その管理者たる病院長の位置付けも多様である。今回はこれらの背景の中にあって、医療の安全確保の観点から見た特定機能病院の管理者のあり方、意識について実態調査を進め、多様化する医学・医療に対応する特定機能病院病院長の医療の安全部面から見た、望まれる位置付けおよびあり方を検討しようとするものである。

3. 調査対象

全国 82 特定機能病院の病院長。

4. 調査方法

特定機能病院の病院長あてにアンケートを送付し回答を得た。

5. 実施時期

平成 13 年 3 月

6. 回答者数・回収率

全国 76 の特定機能病院から回答があり、回収率は 92.7% (76/82) であった。

アンケート配布先 特定機能病院一覧

No	病院名	No	病院名	No	病院名
1	北海道大学医学部附属病院	36	富山医科大学附属病院	71	高知医科大学医学部附属病院
2	札幌医科大学医学部附属病院	37	金沢大学医学部附属病院	72	九州大学医学部附属病院
3	旭川医科大学医学部附属病院	38	金沢医科大学病院	73	福岡大学病院
4	弘前大学医学部附属病院	39	福井医科大学医学部附属病院	74	産業医科大学病院
5	岩手医科大学附属病院	40	山梨医科大学医学部附属病院	75	久留米大学病院
6	東北大学医学部附属病院	41	信州大学医学部附属病院	76	佐賀医科大学医学部附属病院
7	秋田大学医学部附属病院	42	岐阜大学医学部附属病院	77	長崎大学医学部附属病院
8	山形大学医学部附属病院	43	浜松医科大学医学部附属病院	78	熊本大学医学部附属病院
9	福島県立医科大学医学部附属病院	44	名古屋大学医学部附属病院	79	大分医科大学医学部附属病院
10	筑波大学附属病院	45	名古屋市立大学病院	80	宮崎医科大学医学部附属病院
11	自治医科大学附属病院	46	藤田保健衛生大学病院	81	鹿児島大学医学部附属病院
12	獨協医科大学病院	47	愛知医科大学附属病院	82	琉球大学医学部附属病院
13	群馬大学医学部附属病院	48	三重大学医学部附属病院		
14	防衛医学校病院	49	滋賀医科大学医学部附属病院		
15	埼玉医科大学附属病院	50	京都府立医科大学附属病院		
16	千葉大学医学部附属病院	51	京都大学医学部附属病院		
17	国立がんセンター中央病院	52	大阪市立大学医学部附属病院		
18	東京女子医科大学病院	53	国立循環器病センター		
19	慶應義塾大学病院	54	大阪大学医学部附属病院		
20	東京医科大学病院	55	大阪医科大学附属病院		
21	東京医科歯科大学医学部附属病院	56	関西医科大学附属病院		
22	東京大学医学部附属病院	57	近畿大学医学部附属病院		
23	順天堂大学医学部附属順天堂医院	58	神戸大学医学部附属病院		
24	日本医科大学附属病院	59	兵庫医科大学病院		
25	昭和大学病院	60	奈良県立医科大学附属病院		
26	東邦大学医学部附属大森病院	61	和歌山県立医科大学附属病院		
27	帝京大学医学部附属病院	62	鳥取大学医学部附属病院		
28	日本大学医学部付属板橋病院	63	島根医科大学医学部附属病院		
29	東京慈恵会医科大学附属病院	64	岡山大学医学部附属病院		
30	杏林大学医学部付属病院	65	川崎医科大学附属病院		
31	横浜市立大学医学部附属病院	66	広島大学医学部附属病院		
32	聖マリアンナ医科大学病院	67	山口大学医学部附属病院		
33	北里大学病院	68	徳島大学医学部附属病院		
34	東海大学医学部付属病院	69	香川医科大学医学部附属病院		
35	新潟大学医学部附属病院	70	愛媛大学医学部附属病院		

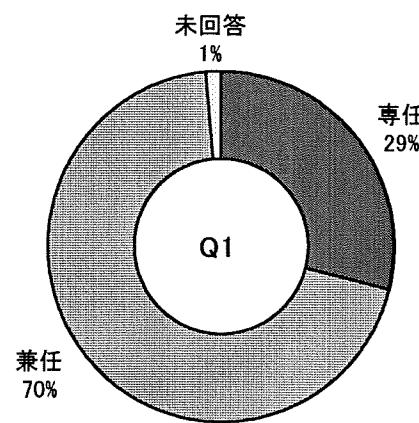
アンケート調査結果 I

【質問事項と集計結果】

■病院長職に関する質問

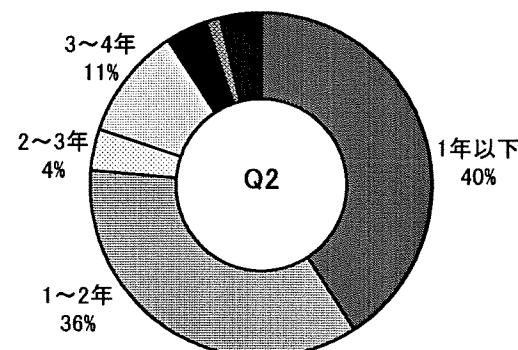
【Q1】病院長職は専任ですか兼任ですか？

- (1)専任
- (2)兼任



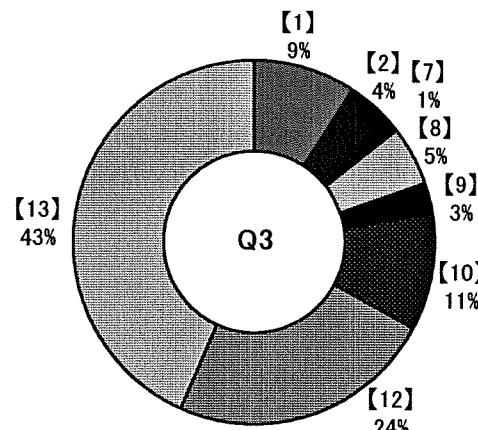
【Q2】あなたは病院長になって何年になりますか？

- (1)1年以下
- (2)1年以上2年未満
- (3)2年以上3年未満
- (4)3年以上4年未満
- (5)4年以上5年未満
- (6)5年以上6年未満
- (7)6年以上



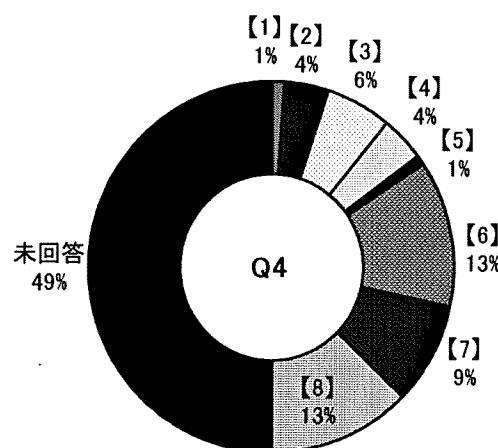
【Q3】病院長の選考はどのようにしていますか？

- (1)理事長(運営責任者)の指名
- (2)理事会の指名のみ
- (3)理事会で1名を指名後病院運営会議等で信任投票
- (4)理事会で1名を指名後教授会で信任投票
- (5)理事会で複数指名後病院運営会議等で選出
- (6)理事会で複数指名後教授会で選出
- (7)選考委員会で1名選考し、候補者に対して
病院運営会議等で投票
- (8)選考委員会で1名選考し、候補者に対して教授会で投票
- (9)選考委員会で複数を選考し、候補者に対して
病院運営会議等で投票
- (10)選考委員会で複数を選考し、候補者に対して
教授会で投票
- (11)病院運営会議等における直接選挙
- (12)教授会における直接選挙
- (13)その他



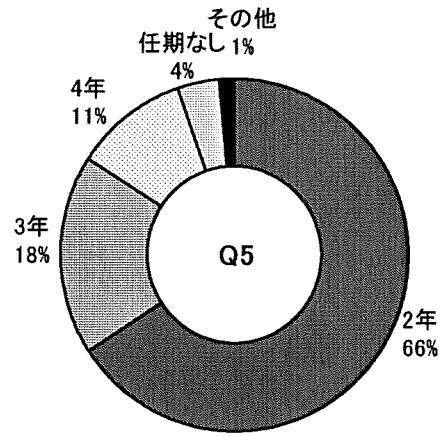
【Q4】選考委員会をお持ちの施設に質問いたします。
構成員を選択してください。

- (1)理事長
- (2)理事
- (3)学長あるいは総長
- (4)医学部長あるいは研究所長
- (5)現病院長
- (6)臨床系教授あるいは研究所長
- (7)基礎系教授あるいは研究所の部長
- (8)その他



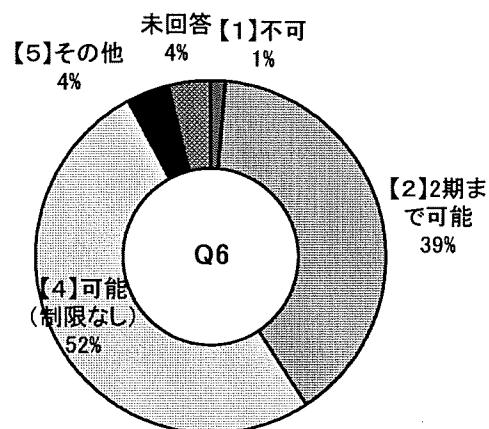
【Q5】 病院長の任期は何年ですか？

- (1)2年
- (2)3年
- (3)4年
- (4)任期なし
- (5)その他



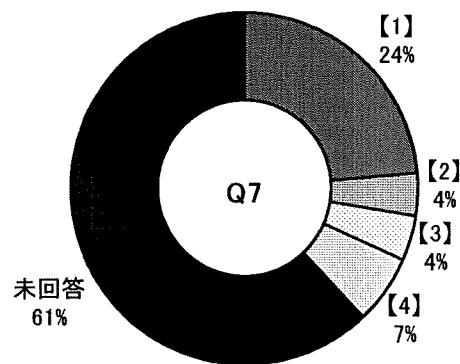
【Q6】 病院長に任期のある施設にお伺いします。
病院長の再任は可能ですか？

- (1)不可
- (2)2期まで可能
- (3)3期まで可能
- (4)可能(制限なし)
- (5)その他



【Q7】 私立の施設にお伺いします。病院長は理事、評議員となりますか？

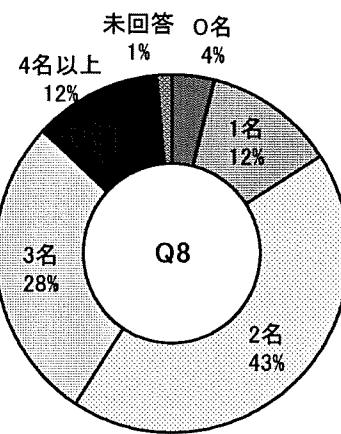
- (1)理事および評議員になる
- (2)理事となるが評議員とはならない
- (3)評議員となるが理事にはならない
- (4)どちらにもならない



■副病院長職に関する質問

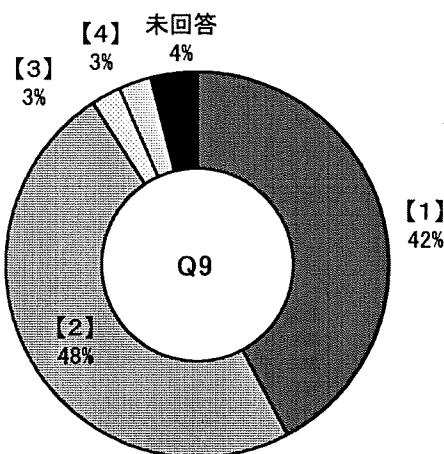
【Q8】 副病院長あるいは病院長補佐(以下副院長とする)の有無についてお答えください

- (1)いない
- (2)1名
- (3)2名
- (4)3名
- (5)4名以上



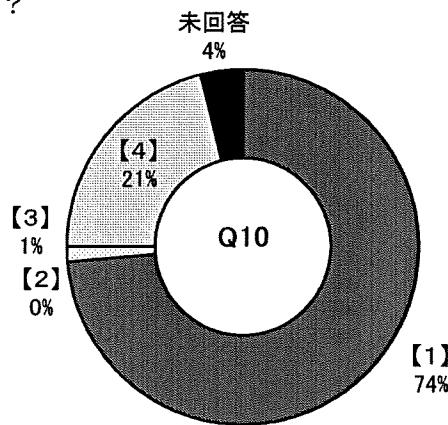
【Q9】 副院長の選定方法をお答えください

- (1)病院長の指名による
- (2)選考委員会を通じて選定する
- (3)病院運営会議あるいは診療部門長会議で選定する
- (4)その他



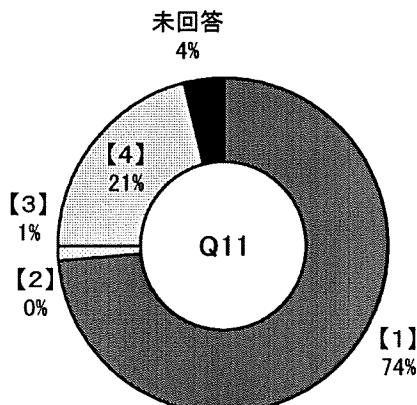
【Q10】 副院長という職務は院内で正式に定められたものですか？

- (1)正式に規定されており、給与面で優遇されている
- (2)正式に規定されているが、給与面での優遇はない
- (3)正式な職種ではない
- (4)その他



【Q11】 副院長の院内における役割分担は明確化されていますか？

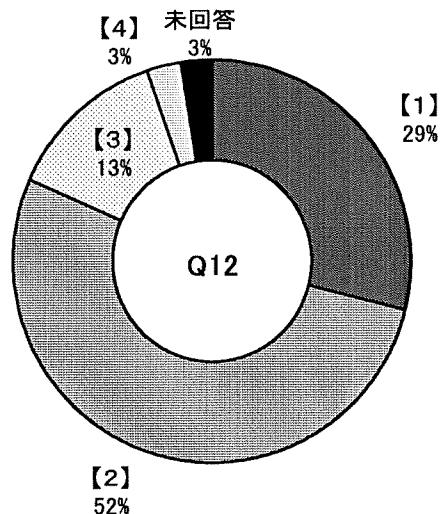
- (1)安全管理を含めて、分担が明確化されている
- (2)安全管理は明確化されていないが、役割分担は明確化されている
- (3)明確にされていない
- (4)その他



■病院長の権限に関する質問

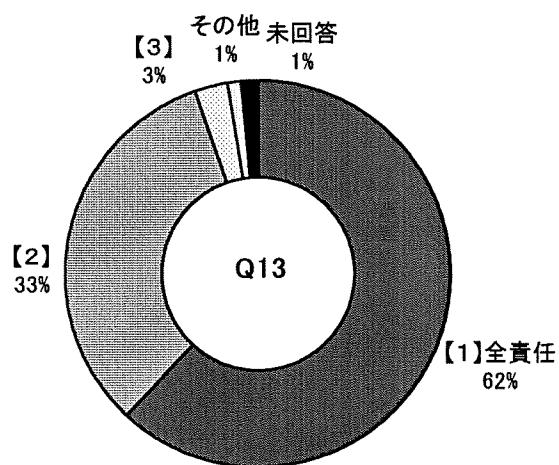
【Q12】 病院長として安全管理面での改善策を実施しようとする場合
十分な権限が与えられていますか？

- (1)病院長の権限で容易に実現できる
- (2)ある程度の困難が伴うが実現できる
- (3)病院長の権限だけでは実現できない
- (4)その他



【Q13】 病院長として安全管理面での責任はどのように科せられますか？

- (1)全責任が病院長にある
- (2)一義的な責任はあるが他にも責任がある
- (3)責任の一部を負っている
- (4)その他

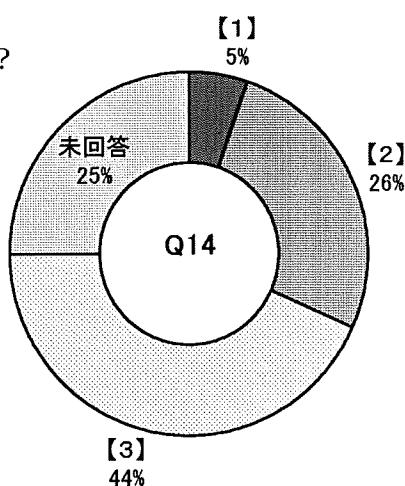


■病院長の人事権等に関する質問

（以下のQ14からQ24については、公立・私立大学病院の病院長にお伺いします）

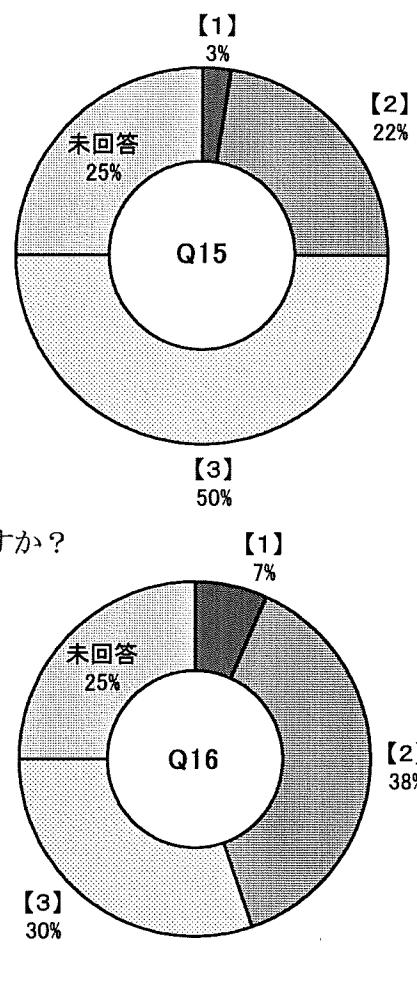
【Q14】 病院長の診療科長（部長）に対する人事権は次のどれですか？

- (1)人事権がある
- (2)人事権はないが影響力がある
- (3)全く関与しない



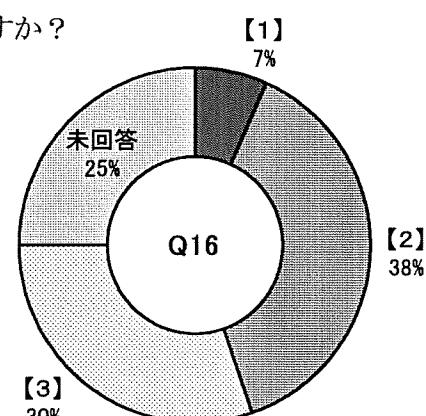
【Q15】病院長の医学部(大学)所属常勤医師(教官)に対する人事権は次のどれですか?

- (1)人事権がある
- (2)人事権はないが影響力がある
- (3)全く関与しない



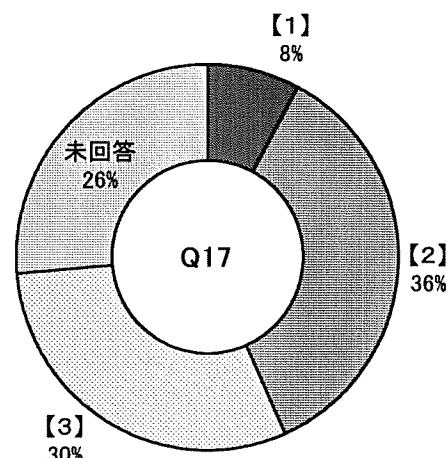
【Q16】病院長の病院所属常勤医師に対する人事権は次のどれですか?

- (1)人事権がある
- (2)人事権はないが影響力がある
- (3)全く関与しない



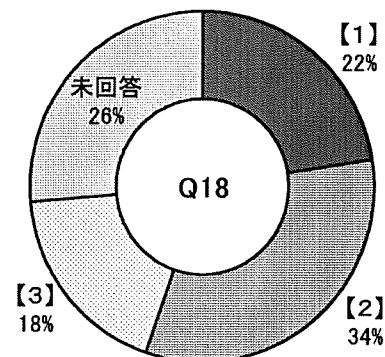
【Q17】病院長の非常勤医員(研修医以外)に対する人事権は次のどれですか?

- (1)人事権がある
- (2)人事権はないが影響力がある
- (3)全く関与しない



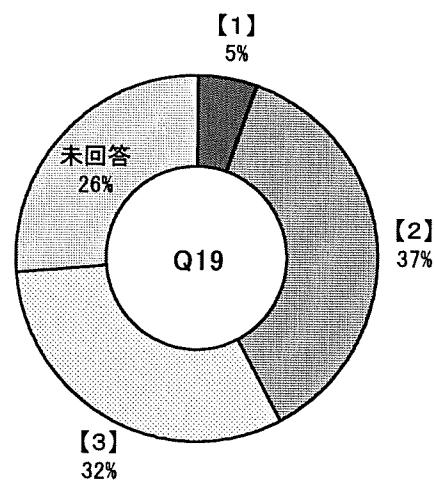
【Q18】病院長の研修医に対する人事権は次のどれですか?

- (1)人事権がある
- (2)人事権はないが影響力がある
- (3)全く関与しない



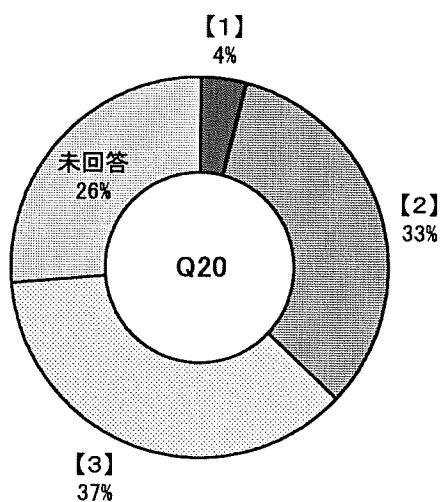
【Q19】 病院長の薬剤師に対する人事権は次のどれですか？

- (1) 人事権がある
- (2) 人事権はないが影響力がある
- (3) 全く関与しない



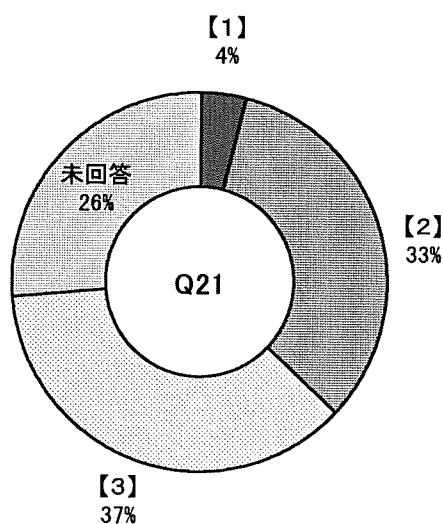
【Q20】 病院長の看護婦(士)に対する人事権は次のどれですか？

- (1) 人事権がある
- (2) 人事権はないが影響力がある
- (3) 全く関与しない



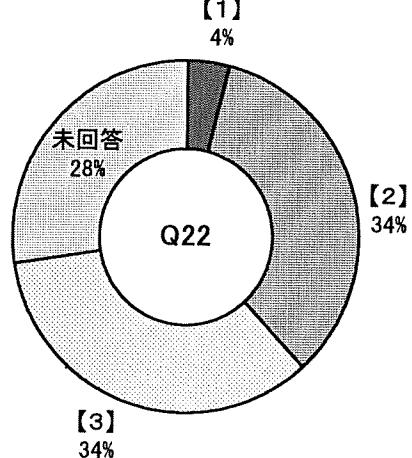
【Q21】 病院長の放射線技師に対する人事権は次のどれですか？

- (1) 人事権がある
- (2) 人事権はないが影響力がある
- (3) 全く関与しない



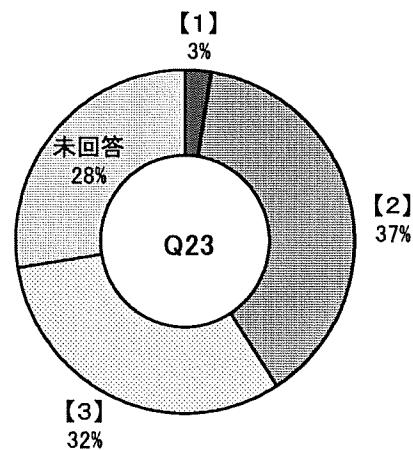
【Q22】 病院長の検査技師に対する人事権は次のどれですか？

- (1) 人事権がある
- (2) 人事権はないが影響力がある
- (3) 全く関与しない



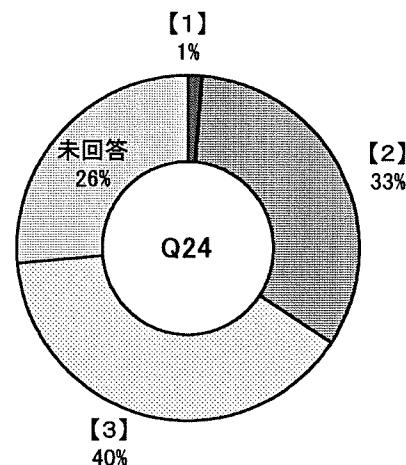
【Q23】 病院長の臨床工学士に対する人事権は次のどれですか？

- (1) 人事権がある
- (2) 人事権はないが影響力がある
- (3) 全く関与しない



【Q24】 病院長の事務職員に対する人事権は次のどれですか？

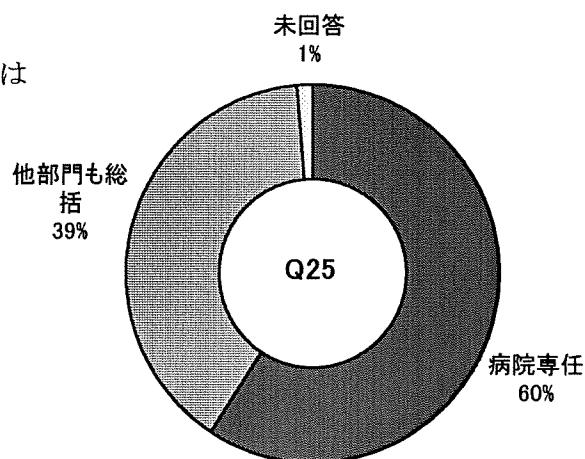
- (1) 人事権がある
- (2) 人事権はないが影響力がある
- (3) 全く関与しない



■病院運営に関連した質問

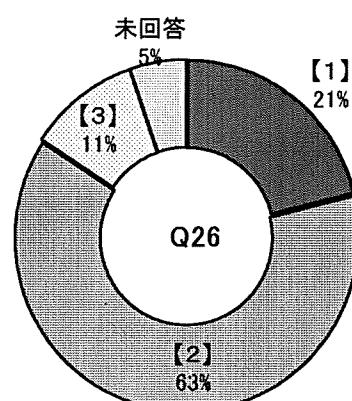
【Q25】 病院事務系の管理責任者(いわゆる事務部長あるいは事務長、以下「事務部長」)のポストについて

- (1) 病院専任
- (2) 他部門も総括



【Q26】 事務部長の選考方法における病院業務事務経験について

- (1) 常に病院事務経験者が任命される
- (2) 病院事務未経験者の場合もあるが稀である
- (3) 未経験者であることが多い

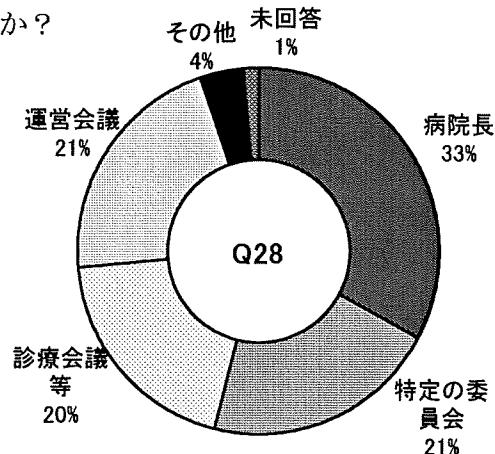


【Q27】病院運営を検討する会議の名称と構成員(職名)をあげてください。

※回答は別紙参照

【Q28】安全管理に関する病院の最終意志決定機関はどこですか？

- (1)病院長
- (2)病院運営のための特定の委員会
- (3)(診療)部門長会議等
- (4)病院運営会議等
(コメディカルを含む各部署の代表者による会議)
- (5)その他



【Q29】Q28で(2):病院運営のための特定の委員会を選択した方にお伺いします。

構成メンバーはどのような方々ですか？

- ・病院長、副院長、各部門長、医事課長など
- ・執行部会と同じ
- ・一部の診療科長とリスクマネージャーの一部
- ・医療事故対策委員会（病院長、診療科長又は中央診療施設等の長のうち4人、薬剤部長、看護部長、事務部長、安全管理対策室の看護婦長、その他病院長が必要と認める者）
- ・病院運営委員会の結果→病院長決定
- ・診療科長、婦長、診療科副部長、その他の教官
- ・院長、院長補佐、看護部長、技師長（中央検査部、放射線部）薬剤部長、副薬剤部長
- ・Q27の回答のとおり（病院運営委員会）
- ・病院長、副病院長（3名）、病院長特別補佐（4名）、看護部長、事務部長
- ・副院長、診療部長3名、看護部長、同副部長、薬剤部長、事務部長、診療放射線技師長
- ・病院運営会議
- ・理事長、学長、医学部長、病院長、副院長、薬剤部長、看護部長、事務部長
- ・安全対策委員会（病院長、副院長、教員、職員）
- ・内科系、外科系教授（複数）および各職域の責任者計25名
- ・総長、病院長、副院長、研修所長、研修副所長、看護部長、運営部長、運営次長、庶務課長
- ・医師、看護職、薬剤部、事務部、放射線部、中央検査部
- ・医学部長、病院長、副病院長、事務長、手術部長、看護部長、薬剤部長
- ・病院長、副病院長、内科系・外科系教授各1名、看護部長、事務部長、ゼネラルリスクマネジャー1名

【Q30】Q28で(3):部門長会議等を選択した方にお伺いします。

構成メンバーはどのような方々ですか？

- ・診療科長（全員）、中央診療施設部長（全員）、薬剤部長、看護部長、事務部長
- ・Q27の病院運営委員会
- ・Q27と同じ
- ・診療科部長、中央診療部長、薬剤部長、看護部長、事務部長
- ・病院運営審議会（Q27）の構成員
- ・Q27の病院診療部長会と同じ
- ・病院長、副院長、病院管理部長、救命救急センター長、臓器組織移植センター長、熱傷センター長、周産期母子医療センター長、腎透析センター長、集中治療室長、各診療科長、病院病理部長、検査部長、手術部長、医療機材滅菌室長、臨床工学室長、放射線部長、病院事務長及び看護部長
- ・診療科（部）長
- ・各診療科部長
- ・診療責任者（主任教授）及び各部の部長
- ・Q27に挙げた診療部長会議の構成メンバー
- ・病院長、副院長、事務局長並びに病院の科及び部の長
- ・臨床の教授
- ・病院長及び各診療科長

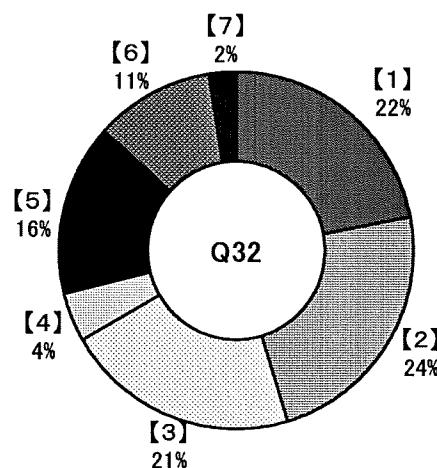
【Q31】Q28で(4):病院運営等を選択した方々にお伺いします。

構成メンバーはどのような方々ですか?

- ・運営委員会（臨床講座の教授、看護部長、事務部長）
- ・Q 27に同じ
- ・Q 27の病院運営委員会
- ・危機管理安全対策委員会（病院長、副病院長、内科系・外科系の診療科長各1名、関係する基礎医学講座の教授1人、検査部長、手術部長、放射線部長、輸血部長、薬剤部長、看護部長、総務部長、業務部長）
- ・病院長、病院長補佐、診療科長、中央診療部長、看護部長、事務部長
- ・各診療科長、中央診療施設の長、分院長、薬剤部長、看護部長、事務部長
- ・医師、看護職、薬剤部、事務部、放射線部、中央検査部
- ・Q 27の科長会議の構成員
- ・病院長、副病院長、診療科部長等

【Q32】決定した病院運営方針、対策等の病院職員への伝達方法はどのようにして行っていますか？（複数回答可）

- (1)病院長が各職種、部門の実務代表者の会議を通じて伝達
- (2)病院運営会議等の出席者を通じて伝達
- (3)各部門の責任者に通達を送付
- (4)病院職員全員に通達を送付
- (5)院内広報誌を通じて伝達
- (6)院内情報システムを利用
- (7)その他

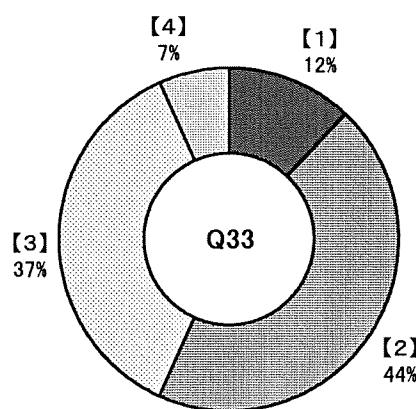


■安全管理に関する質問

【Q33】特定機能病院においては診療機能に加えて教育・研修機能も要求される。

貴院においてはこの各診療部門における教育・研修機能（卒後研修および大学病院においては卒前教育）の存在は医療における安全管理体制の構築上どのような影響を与えていると考えますか？

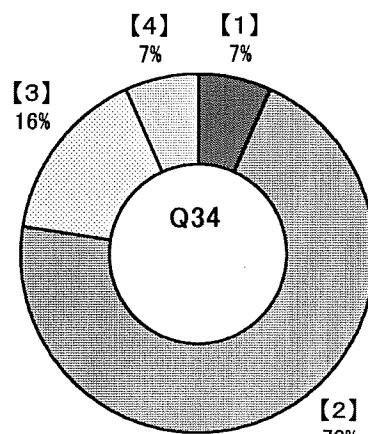
- (1)医療の安全管理体制確立の妨げとなっている
- (2)医療の安全管理体制には影響していない
- (3)医療の安全管理体制確立に貢献している
- (4)その他



【Q34】特定機能病院においては診療機能に加えて研究・技術開発機能も要求される。

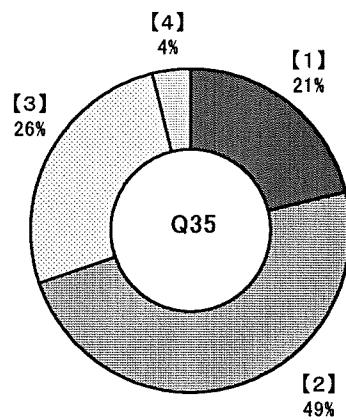
貴院においてはこの研究・技術開発機能（基礎研究、臨床研究、高度先進医療など）の存在は、医療における安全管理体制の構築上どのような影響を与えていると考えますか？

- (1)医療の安全管理体制確立の妨げとなっている
- (2)医療の安全管理体制には影響していない
- (3)医療の安全管理体制確立に貢献している
- (4)その他



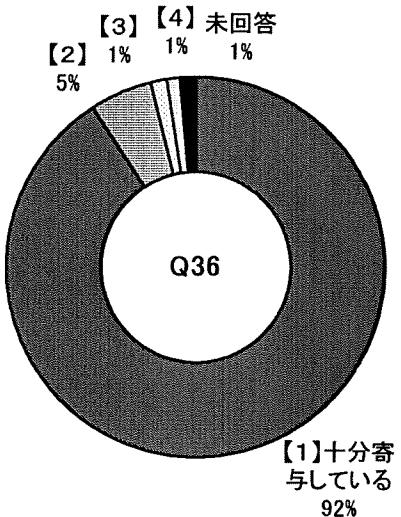
【Q35】安全管理体制の確立に貴院における各診療部門(診療部、診療科、講座、医局などの組織)の人事体制はどのような影響を与えていると考えますか？

- (1) 医療の安全管理体制確立の妨げとなっている
- (2) 医療の安全管理体制には影響していない
- (3) 医療の安全管理体制確立に貢献している
- (4) その他



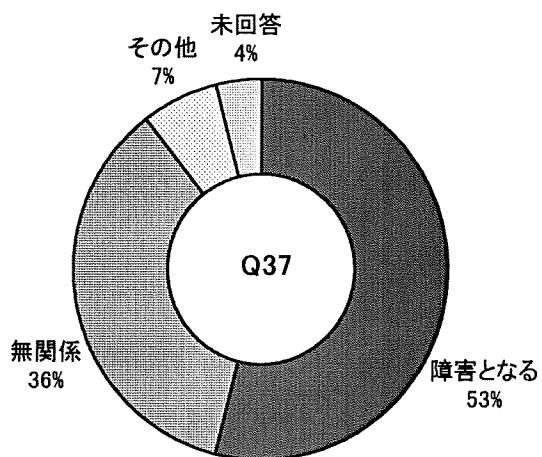
【Q36】 貴院における副病院長・病院長補佐の制度は、医療における安全管理体制の確立に寄与すると思いますか？

- (1) 医療の安全管理体制確立に十分寄与している
- (2) 医療の安全管理体制への寄与が期待されるが、あまり貢献していない
- (3) 医療の安全管理体制確立には無関係である
- (4) その他



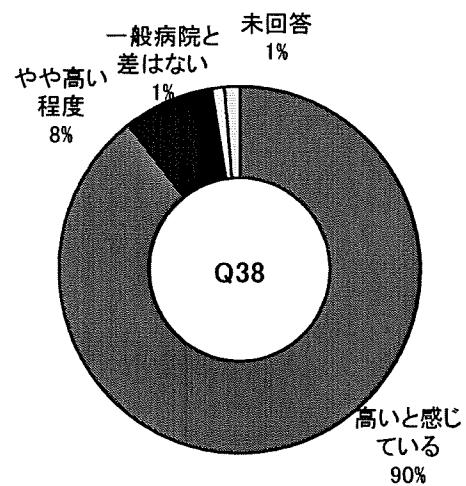
【Q37】 特定機能病院のような大規模医療機関においては、同一疾患の治療あるいは同一術式であっても、治療薬剤あるいは機械器具が診療部門によって微妙に異なる場合を考えられます。このような診療の多様性が、安全管理に与える影響はあると考えますか？

- (1) 医療の安全管理体制確立の障害となる
- (2) 医療の安全管理体制には無関係である
- (3) その他



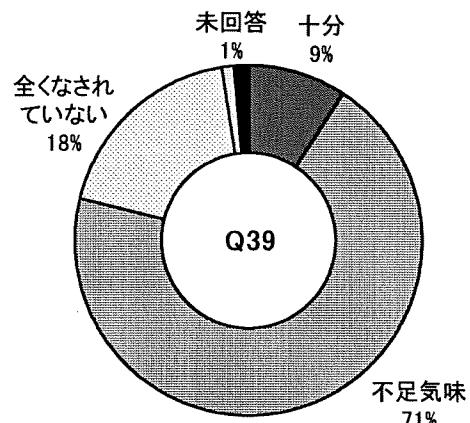
【Q38】特定機能病院の患者の重症度は一般病院と比較して高いと思いますか？

- (1)高いと感じている
- (2)やや高い程度である
- (3)一般病院と差はない
- (4)その他



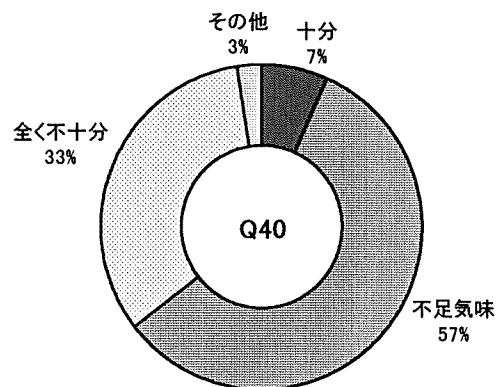
【Q39】特定機能病院においては患者の重症度に相応しい人的資源の配置がなされていると考えますか？

- (1)十分なされている
- (2)不足気味である
- (3)全くなされていない
- (4)その他



【Q40】現在の人的資源の配置は安全管理上十分だと思いますか？

- (1)十分である
- (2)不足気味である
- (3)全く不十分である
- (4)その他



【Q41】現在の医療制度(健康保険)は特定機能病院の疾患分布・重症度分布を考慮すると妥当だと思いますか？

- (1)特定機能病院に不利である
- (2)特に偏りはない
- (3)特定機能病院に有利である
- (4)その他

